平成２７年（フ）第３８８号
岡山県加賀郡吉備中央町小森1497番地
債務者　濱田　哲史
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８１号
東京都日野市平山６丁目27番地の13平山第１コーポ202
債務者　中山　　茂
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３３９号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目19番33号　アドレス中原Ｂ201
債務者　澁谷　一樹
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６２９号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2382番地１－２－102号
債務者　谷　　司
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３１号
神奈川県大和市大和東３丁目９番12号　リバティーマンション大和103
債務者　磯川　堅太
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６５１号
横浜市南区六ツ川２丁目147番地９　藤ハイツ202号
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７１号
釧路市春採２丁目５番23号
債務者　安藤　一朗
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５５５号
横浜市金沢区六浦１丁目21番６号　ひろせ荘201藁科方
債務者　柿沼　とし
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６４２号
横浜市鶴見区上の宮２丁目22番16号
債務者　小田嶋淑江
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６５８号
横浜市南区東蒔田町12番地２　ＭＹＫタウンハイム102
債務者　柏原　庄子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９９４号
東京都江戸川区中葛西６丁目17－18－105
債務者　渡辺　理紗
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３３３号
東京都練馬区関町北２丁目26－17－404
債務者　古川　圭祐
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４２７号
東京都江東区北砂３丁目４－18－1101
債務者　大永　康二
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５１９号
東京都目黒区東山２丁目３－12－501
債務者　高橋富美子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１３号
静岡県浜松市東区小池町1599番地　ルミエールメゾン越川　103
債務者　安立　久夫
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係